5　国有林野の管理及び経営に関する施策

国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地域に広く分布するとともに、人工林や原生的な天然林等の多様な生態系を有するなど、国民生活に重要な役割を果たしており、さらに、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業再生に貢献するよう、「国民の森林」として国が責任を持って一体的に管理経営する必要がある。

このため、森林及び林業をめぐる情勢や一般会計への移行等を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進する中で、組織・技術力・資源を活用し、林業の成長産業化や、国土保全・生物多様性保全等の公益的機能の発揮など、森林・林業施策全体の推進に貢献する役割を積極的に果たすこととする。

具体的には、間伐の適切な実施や針広混交林化、モザイク状に配置された森林への誘導等多様な森林整備を積極的に推進する中で、伐採と造林の一貫作業システムの導入等森林施業の低コスト化を進めるとともに、森林総合監理士等の人材を活かして、民有林への実践的な技術の普及等を図る。あわせて、国有林材を活用し、木材需要の拡大・創出につながる安定供給体制が構築されるよう、地域での需給動向の把握や事業量の公表等を図りつつ、需要先との協定取引や民有林と協調した安定供給等に取り組む。

また、民有林関係者等と連携する中で、流域全体の視点に立った治山事業や広域での野生鳥獣被害対策、森林共同施業団地を活用した地域の林業の活性化等を推進するほか、公益的機能維持増進協定による民有林の整備等に取り組む。

さらに、国有林野にある森林資源の特徴を活かし、多様で健全な森林の整備等とあわせて、世界自然遺産を含む原生的な森林生態系や希少野生生物が生育・生息する森林を「保護林」や「緑の回廊」として保護・管理する。このほか、地域の木の文化を支えるよう、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材・檜皮（ひわだ）等の資源については、その持続性を考慮した保全と計画的な供給に努める。

このような管理経営の実施に当たっては、森林・林業や木材に対する国民の理解が高まるよう、多様な主体と連携しながら、フィールド提供や技術指導等を通じて国民参加の森林づくりに取り組むとともに、国民による国有林野の保健・文化・教育的利用を推進する。また、国有林野の取組について国民との双方向の情報受発信に努め、国民の期待や要請に適切に対応していく。

6　団体の再編整備に関する施策

森林組合が、国民や組合員の信頼を受けて、地域の森林施業や経営の担い手として重要な役割を果たすことができるよう、森林組合の合併や経営基盤の強化、内部牽制体制の構築、法令等遵守（コンプライアンス）意識の徹底、経営の透明性の確保等、事業・業務執行体制の強化、体質の改善に向けた指導を行う。

また、施業集約化の促進や生産性向上等による効率的な事業基盤の整備、原木の安定供給体制の構築、組合員・社会に信頼される開かれた組織づくり、これらの取組の適確なフォローアップ等を内容とする森林組合系統運動方針の実効性を確保する。

第4　森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1　全ての関係者による主体的な取組

森林及び林業に関する施策の推進に当たっては、国はもとより、地方公共団体、森林所有者、森林組合や民間の林業事業体、木材産業関係者、住宅供給者など、森林・林業に関係する様々な組織や関係者が、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ一体となって努力していくことが重要である。

2　施策の進捗管理と評価の適切な活用

施策の実施に当たっては、政策評価等を通じ、計画・実行した後の評価を実施し、改善を講じていくことにより、進行管理と必要な見直しを行うこととする。その際、分かりやすい成果指標を設定し、施策の効果や問題点等を検証するとともに、施策の評価に関する情報の公開を進める。

さらには、客観的な統計データや現場での取組を通じて把握した課題等を適確に分析・評価し、必要に応じて施策内容を見直し、毎年の予算編成に反映させるなど、国民のニーズに沿うように対応する。

3　財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限に有効活用する観点から、施策ニーズに応じて従来の予算構造を見直し、目的に応じた施策の選択と集中を行うとともに、様々な観点からのコスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図る。

また、新たな施策の実施に当たっては、既存の施策の廃止・見直しを徹底することにより、施策の実施に伴う負担のあり方について合理性を保つとともに、将来の負担の見込みを含め、必要な情報を分かりやすく提示すること等により国民の理解を得ることとする。

全国森林計画の一部変更の概要の公表について

森林法（昭和26年法律第249号）第４条第７項の規定に基づき、平成26年４月１日以降15年間を計画期間とする全国森林計画を変更したので、同条第10項の規定により、その概要を次のように公表する。

平成 28 年６月９日　　農林水産大臣　森山　**裕**

全国森林計画の一部変更の概要

この全国森林計画は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条に基づく森林・林業基本計画に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。

変更後の森林・林業基本計画（平成28年５月24日閣議決定）に即したものとなるよう、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案して定めている44の広域流域ごとに森林の整備及び保全の目標並びに伐採立木材積、造林面積、林道開設量等に係る計画量を表１及び表２のとおり変更するなど、所要の変更を行った。

1　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を表１のとおり定めた。

2　森林の整備に関する事項

⑴　森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

主伐、間伐、造林及び保育の森林施業を実施するに当たっての基準を明らかにするとともに、計画期間中の伐採立木材積及び造林面積を表２のとおり計画した。

⑵　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域等の設定の考え方及び施業基準を定めた。

⑶　林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等路網の開設に当たっての基準を明らかにするとともに、その開設量を表２のとおり計画した。また、森林の更新又はその土地の保全に支障を生ずることを防ぐため、林産物の搬出方法を特定する森林の指定基準等を定めた。

⑷　森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化を図るため、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、林業に従事する者の養成及び確保、作業システムの高度化、加工・流通体制の整備等について取組の方向を明らかにした。

3　森林の保全に関する事項

⑴　森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定の基準、土地の形質の変更に当たって留意すべき事項等を定めた。